

岩手県告示第 718 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 18 年 6 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 340 号

(2) 供用開始の区間 気仙郡住田町世田米字向川口 33 番 1 地先から字天風 175 番地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 6 月 16 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 6 月 16 日から同年 7 月 16 日まで

2(1) 路線名 340 号

(2) 供用開始の区間 岩手郡葛巻町葛巻第 5 地割字元町 13 番 4 地先から 179 番 18 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 6 月 16 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 18 年 6 月 16 日から同年 7 月 16 日まで